

I. 総合計画審議会関係資料

1. 基本構想の…部見直し諮問書

企画 第 37 号
平成 23 年 4 月 22 日

我孫子市総合計画審議会
会長 黒沢 義孝 様

我孫子市長 星野 順一郎

我孫子市第三次総合計画基本構想の一部見直しについて（諮問）

このことについて、我孫子市総合計画審議会条例第 2 条の規定により、総合計画に関する次の事項について、審議会の意見を求める。

1. 我孫子市第三次総合計画基本構想の一部見直し（原案）について

2. 基本構想の…部見直し答申書

平成23年6月6日

我孫子市長 星野 順一郎 様

我孫子市総合計画審議会
会長 黒沢 義孝

我孫子市第三次総合計画基本構想の一部見直しについて(答申)

平成23年4月22日付け企画第37号をもって諮問がありました我孫子市第三次総合計画基本構想の一部見直し(原案)について、諮問の趣旨を踏まえて慎重に審議した結果、見直しの第1の視点である「活力あるまちづくりに向けた土地利用のあり方」と、第2の視点である「地域コミュニティの再構築」のほか、農業、地区別構想、基本構想の位置づけ、目標年次(計画期間)、人口について、次のとおり意見を申し上げます。

また、審議を通じて多くの委員から有益な意見や提案があり、それについても併せて示しますので、基本構想をはじめ、今後策定する基本計画等に十分反映されるよう切望します。

なお、リーマンショック以降の様々な分野でのパラダイムシフトや、このたびの原発事故を伴う東日本大震災で明らかになった課題や教訓などについて、十分な討議時間を持つことができなかつたため、今後、それらを十分踏まえたうえで基本構想を策定されるよう切望します。

第1の視点:活力あるまちづくりに向けた土地利用のあり方について

「土地利用の基本方針」については、原案にある「その他の農地や緑地などの自然的利用がなされている区域」において「新たな都市の発展を担う都市的土地利用をはかる」にあたって、自然環境との調和がどのようにはかられるかについて明確な記述が無いので、①「自然環境を損なうことなく」という文言を「見直しの趣旨」に入れることと、②新たな都市的土地利用を図る場合でも、環境水準についての総量的な視点を十分意識し、自然環境の保全・創出に取り組まれることに特に配慮願いたい。

第2の視点:地域コミュニティの再構築について

「地域コミュニティづくりの推進」については、その方向性はおおむね妥当と考えるが、東日本大震災等を踏まえ、多様な主体間や地域間の連携と連帶の視点を欠かさず進められたい。

○農業について

産業としての農業を確立するという視点からの取り組みを進められたい。

○地区別構想について

地域の自主性の尊重と変化への対応を可能とするため、基本構想から基本計画へ移すよう努められたい。

○基本構想の位置づけと目標年次(計画期間)について

基本構想の改訂手続きと目標年次について意見が出されたが、おおむね妥当と考える。

○人口について

人口の考え方についての意見や見直し不要との意見もあったが、おおむね妥当と考える。

○各委員の意見・提案

I. 原案に対する意見・提案

1.「見直しの趣旨(平成23年見直し時)」について

①社会構造をはじめとした環境の変化について記述すべきである。

- これまで右肩上がりの経済成長を前提とした分配の政治・行政であったが、今後は誰にどのような負担をしてもらうかという負担の政治・行政に切り変わってくるという環境の変化について記述すべきである。(川上委員)

②東日本大震災の経験を踏まえた論議をし、見直しの趣旨に反映させるべきである。

- 地震と津波と原発事故が複合した東日本大震災は、社会のかたち、国のかたち、更に人間の存在そのものを再考せざるを得ないほどの歴史的節点であるため、この視点でも見直しの論議をして言及すべきである。(牛尾委員)
- 東日本大震災によるパラダイムシフトについて、丁寧に記述すべきである。(川上委員)
- 東日本大震災によって人間を中心としたシステムには限界があることが証明されたので、人は自然にどう生かされているかという観点から記述すべきである。(飯田委員)

③見直しの趣旨を、大きく「我孫子市の概要」、「社会経済環境の変化」、「地域資源と課題」、「地域経営の基本理念」の4つの柱に項目立てて記述すべきである。

- 「我孫子市の概要」では、地勢や地域経営の歴史について、「社会経済環境の変化」では、グローバル化、女性の社会参加、地球環境問題等の外部環境変化と、人口減少、少子高齢化、行政構造改革の要請等の内部環境変化について、「地域資源と課題」では、恵まれた自然環境、豊かな文化、東葛地区における我孫子市の役割、地域コミュニティ再生や地場産業の振興などの克服すべき課題について、「地域経営の基本理念」では、将来都市像に対応して、恵まれた自然環境に対する愛着と誇りが持てるまちづくり、地域のきずなを社会関係資本として高めるまちづくり、都市の成長と地域資源の活用が両立する持続可能なまちづくりについて記述すべきである。(吉川委員)
- 今後の社会情勢の見通しについても記述すべきである。(飯田委員)
- 基本理念では、内向けの理念として我孫子市に住むメリットを、外向けの理念として日本や世界に対して我孫子市が果たすべき役割を記述し、最終的にはそれらを統合するような表現を検討すべきである。(飯田委員)

④地域コミュニティの現状・課題の捉え方や表現を見直すべきである。

- 東日本大震災を経験する中で、「地域での共同意識が低下する中」という表面的な見方には疑問があり、むしろ「共同意識が潜在化してしまっている」と捉えるべきである。(牛尾委員)
- 地域コミュニティで課題になっているのは、「地域コミュニティの衰退」ではなく、様々な社会基盤の整備や課題解決に、地域コミュニティの重要性や役割が相対的に大きくなっていることと捉えるべきである。(牛尾委員)
- 「地域コミュニティの衰退」と、決め付けていて、審議会で話し合われた内容と著しく異なる。(赤坂委員)

⑤これまでの行政対応部分は客観的かつ簡素にわかりやすく表現すべきである。

- 4段落目の記述は、客観性に乏しく、自画自賛的で、読んでいてかなりの違和感を持つ。現基本構想の文

体や文章表現のスタイルとも馴染まないと思う。客観的かつ簡素で、趣旨が良く伝わるような文章にしたほうが良い。(青井委員・牛尾委員)

・原案の策定の大筋を述べるところでは、行政の自己宣伝が入っていたり、今後行いたい事柄に向けての説明が長かったり、到底、格調のある構想原文とは言いがたい。それでいて、肝心なところは、「目指す将来都市像」などと、抽象的表現であり、全体的に見て、基本構想としては稚拙と思われる。(赤坂委員)

⑥見直しの視点から「土地利用」の視点や文言を削除すべきである。

- まちに活力を生み出す産業振興と地域コミュニティの充実この2つの視点から検討論議する中で、その課題解決策として土地利用が検討論議されることは理解できるが、土地利用の視点ありきは理解できないので削除すべきである。(牛尾委員)
- 「まちに活力を生み出す」ために「産業振興」を掲げることに異論はないが、それを目的とした「土地利用の見直し」については、その必要性や根拠を、市は審議会に示さず、明らかになっていない。従って「土地利用」の文言は削除すべきである。(青井委員)

⑦市の財政上の課題は、他の自治体も同様である。むしろ国家財政の危機に言及すべきである。

- 2段落目の「我孫子市の財政は、」以降の表現は、日本社会そのものの課題であり、多くの自治体が同様の課題を抱えているため、「我孫子市の財政も、」に修文すべきである。(牛尾委員)
- 2段落目の記述は、わが国の中で我孫子市だけが特別な状況にあるかのような印象を与える。個人市民税収の減少はその通りだが、基本的に基準財政需要に対しては、国が保証する仕組みになっている。また、リーマンショック以降のパラダイムシフトの中、現在困っているのは、企業からの税収に依存しすぎていた企業城下町といわれる自治体である。むしろ国家財政の危機に言及し、「地方交付税不交付団体を目指します」くらいのメッセージを掲げるべきである。さらに、今回の未曾有の原発事故や市内の大きな被災を含む東日本大震災が、見直し作業の途中で発生したにもかかわらず、これについて全く言及しないことは、計画的行政運営の不在以前に社会通念上の問題である。(青井委員)

⑧土地利用の見直しにあたっては、環境への配慮の視点を追加すべきである。

- 「土地利用の基本方針」で、自然環境との調和がどのように図られるかについて十分な記述がないので、6段落目に「自然環境を損なうことなく」の文言を追加すべきである。(黒沢委員)

2.「基本構想の位置づけ」について

①基本構想の変更手続きについても記述すべきである。(藤木委員)

②基本構想の改定には、市議会の議決が必要であるという規定が必要である。

- 地方自治法の改正により、基本構想が議決事項でなくなるのであれば、基本構想の議決について、ここで記述しておく必要があると思う。「まちづくりの最高指針」つまり「まちの憲法」として、その改定にはまちの最高意志決定機関である市議会の議決が必要であるという規定が必要である。(青井委員)

③「まちづくり」という文言は、的確とは言いがたい。

- 「まちづくり」の語は、現在行政内部でも、ソフト面ハード面両方で使われており的確とは言がたい。「行政として」と言うのが一番妥当である。(赤坂委員)

3.「将来都市像」について

①将来都市像は最大限尊重すべきであり、関連する下位の記述のみを一部変更するようなことは認められない。

- ・「将来都市像」に手を加えないことには同意するが、基本構想の最上位にあるまちづくりのヴィジョンとして、最大限尊重すべきである。ここに謳われている文言の一つひとつを実現するために下位の記述があり、関連する下位の記述のみを一部変更するようなことは認められない。「まちの最高指針」の中での記述に矛盾があつては、まちの品位と市民のプライドにも関わる問題になるので、その点については十分な配慮が求められる。(青井委員)

4.「人口」について

①原文どおりで良い。

- ・人口推計の資料を見た限りでは、原文を変える程の大きな変化は見られないので、原文どおりで良い。(赤坂委員)

②想定人口への見直しは、基本構想見直しの主旨と矛盾している。

- ・税収増を図りまちの活力を生み出すための基本構想見直しのはずなのに、税収増と人口の関係をどう捉え、目標人口を何人に設定するのかという基本スタンスに関する記述が無く、「想定人口」としているのは矛盾している。強力な定住化・移住促進計画のもと、地区別に人口増の具体的方策と目標を立てた上で、自然減を加味した「目標人口」を掲げなければ、見直しの主旨に合わない。(青井委員)
- ・14万人という根拠が依然として示されていない。「子育て世代を中心に、移住を促進する」などの施策とリンクした「目標人口」とその趣旨を記述すべきである。(青井委員)

③使用されている語句の意味や定義が曖昧で、文章の意図が伝わりにくいので、修文すべきである。

- ・「市域の東側」という表現については、基本構想で「地区」の概念が規定されているので、地区名で示した方が良い。(青井委員)
- ・「交通の利便性などにより、人口が減少傾向にあるのが課題になっています。」については、「交通が不便のため、効果的な定住化促進策が求められる。」というような表現の方がスムーズに理解される。(青井委員)
- ・「世代間や地域間のバランスに配慮し」の意味が不明である。現在のバランスを維持したいのか、何か理想的な割合を考えたバランスにしたいのか、非常に曖昧なわかりにくい表現である。(青井委員)
- ・「14万人の市民が地域で元気に安心して住み続けられ、愛着と誇りが持てるまちづくりをすすめます。」の下線部のような過度な修飾語は、文章の意図伝達の妨げになるので削除すべきである。(青井委員)
- ・「14万人の市民が地域で元気に安心して住み続けられ、愛着と誇りが持てるまちづくりをすすめます。」については、過度な修飾語を排し簡潔に「14万人の市民が元気で住み続けられることを目指します。」に修文したほうが良い。(牛尾委員)

④地域間格差が拡大している現状を踏まえ、生活のための基本整備をどうするかを基本計画に反映させるべきである。

- ・市域東部の人口減少など地域間の格差が拡大している現状から、その背景の分析を行い、生活のための交通網等の基本整備をいかにしていくのかの将来見通しを含めた総合的な計画を基本計画に反映させなければならない。(山田委員)

5.「広域交通軸の形成」について

①原文どおりで良い。

- ・活力あるまちづくりを阻害する広域交通軸はありえないで原文どおりで良い。あえて、まちの発展の字句にこだわるのであれば、「さらに、活力あるまちづくりにいかす新たな交通軸の形成にあたっては、市民の生活や自然環境に十分配慮します。」の方が妥当である。(牛尾委員)
- ・原案で追加した部分は、蛇足で改悪に付き、原文どおりで良い。(赤坂委員)

②新たな広域交通軸の形成にあたっては、新たな自然環境の創出を進めながら、市民の暮らしに直結したまちの発展につなげてほしい。

- ・新たな広域交通軸の形成にあたっては、特に自然環境ゾーンの現在の自然環境を損なうことなく、新たな自然環境の創造・創出する取り組みを推進しながら、市民の暮らしに直結したまちの発展につなげていただきたい。特に、アメリカで提唱されたミチゲーションという環境改善プロジェクトを併用した自然環境の創造・創出を図る考え方が、日本の中でも事例として数多く実施され、効果も検証されてきている。この自然を守り、活かす方法を検討するにあたっては、現状の「豊かな自然環境」の質を定量的に評価することが不可欠である。言葉・イメージとしての「自然」は一人一人の感性により異なるものであり、客観的な判断材料として自然環境の価値を評価し、住民自らが計画評価に係わり、住民との連携・連帯に繋がる共同・協同・協働意識を醸成できるような計画立案方法を行政自らが検討していく姿勢が重要になると考える。(藤井委員)

6.「土地利用の基本方針」について

①原文どおりで良い。自然環境を壊す土地利用はすべきではない。

- ・「積極的に自然環境を保全・創出する」と表現している原文よりも内容が後退している。まちに活力を生む手段は、土地利用のみではなく他にもあるため、自然を壊す土地利用が可能となるような修文はすべきでない。(赤坂委員)
- ・文章表現は巧妙、且つ自然環境を守る考えの後退が見られる。保全の実態は、見ているだけではないのか。「創造」の語を削除したことには、本当にこの街を守り育てて行こうと言う意欲が感じられない。文章全体が判り易いとは言いがたく、悪用できるような言葉の羅列が多い。「優良農地」「都市利用型」「配慮」などは、内容が如何様にも変化してしまう可能性のある言葉で、基本構想としての搖ぎ無いものを書き示すこととは程遠い。「その他の農地や緑地などの・・・配慮します」の部分は、特に細かく言及しており、「配慮します」という不確かな言葉を使い、なし崩しに農地や農家の屋敷林、樹木、保安樹木などを消滅させ、商業化工業化を図ろうとしている意図が丸見えになっていて、何ともおかしな記述で、基本構想としては次元の低い表現になっている。この問題は、今回の諮問の最大課題があるからこそ、相対する意見であったとしても、議員でない、もう一方の市民代表である審議会委員の声に耳を貸すべきではないか。(赤坂委員)

- ・現構想の一番素晴らしいところは、自然環境ゾーンを定めて自然環境を保全・創出するとしているところであり、これ以上、自然環境ゾーン内での都市的土地利用を拡大すべきではない。財政問題解決の手段として考えるのであれば、市街化調整区域の土地利用を検討する前に、市街化区域の有効活用等につ

いて検討すべきである。(青井委員)

- ・「将来都市像」→「都市構造」→「土地利用の基本方針」→「施策の大綱」は文脈として一つに繋がっているべきものであり、土地利用の基本方針は、「自然を文化に高めるまちへ」などの将来都市像を実現するために記述されているものである。将来都市像や将来都市構造図を原文どおりとしながら、土地利用の基本方針をこのように変更すれば、論理的に破綻する。また、自然環境の「創出」が削除されると将来都市像と矛盾が生じる。(青井委員)
- ・将来都市像にある記述に抵触するこの記述の変更はできない。審議会の議論でも、「優良農地」や「重要な自然」などの曖昧な表現は問題があると、複数の委員から再三の指摘があった。文言や表現を如何様にしようとも、土地利用の基本方針を変えること自体に無理がある。また、「産業振興のためには土地利用の基本方針を原案の通り変える必要がある」という合理的な説明や資料が、事務局から審議会へ示されることはなかった。(青井委員)

②原文のままでも活力あるまちづくりは十分可能である。

- ・市街化調整区域で市民の暮らしを守り向上させるための開発行為がやむをえず計画されたとしても、原文の「都市的土地区画整理事業を抑制します」の文面の「のりしろ」で許容されると解しており、活力あるまちづくりは十分可能である。原文の修文にあえてこだわり、「のりしろ」をより担保したいのであれば、2段落目を手賀沼と並ぶ我孫子の自然財産である利根川を加えるなどとし「市街地を取り巻く、手賀沼や古利根沼及び利根川などの水辺、農用地区域に広がる集団的農地、緑豊かな斜面林、谷津田など良好な自然環境を積極的に保全します。そのほかの農地や緑地など自然的土地利用がなされている地区では自然環境を最大限保全し都市的土地区画整理事業を極力抑制します。」とすべきである。(牛尾委員)

③原文をいかしながら規制緩和を進めていくということを表現すれば良い。

- ・「重要な自然環境」、「優良農地」という表現の定義づけはむずかしいので、原文をいかしながら規制緩和を進めていくということを表現するとともに、環境保全についての新しい規制、基準等についても言及すべきである。環境総量規制については、CO₂削減には効果的ではあるが、ゾーンとして自然環境を保全するための規制にはならないため、自然環境ゾーンの考え方は保持すべきである。(飯田委員)
- ・開発が自然破壊につがることは避けられないが、開発がまちの魅力アップにつながることもあると思うので、どのようにまちの魅力付けをしていくかを総的に考えていく必要がある。(飯田委員)

④新たな都市の発展を担う都市的土地区画整理事業は必要であるが、一種の歯止めとして環境総量規制についても記述すべきである。

- ・新たな都市の発展を担う都市的土地区画整理事業と自然環境との調和がどのように図られるかについての記述が無いため、一種の歯止めとして、「環境」の「(1)手賀沼をはじめとする自然環境の保全・再生・活用」に「新たな都市的土地区画整理事業を図る場合には環境水準についての総量を維持・改善することを基本とする」ことを追加すべきである。(黒沢委員)
- ・まちに活力を生む土地利用と環境保全はどちらも必要であるため、環境総量規制について記述し、まちに活力を生む土地利用を可能にしておくべきである。(上村委員)

⑤「新たな都市の発展を担う都市的土地区画整理事業」の価値観を早急に具現化すべきである。

・土地利用方針の変更に反対するものではないが、変更後適切に開発制御できるのか非常に不安である。これまでの土地利用方針によって、周辺都市と比べ良好な自然環境を維持し豊かな住環境都市の評価を受けてきたことも事実であり、それが差別化になっている価値を改めて認識したうえで、「新たな都市の発展を担う都市的土地区画整理事業」の価値観の具現化を早急に行なうことをもって、原案を了とする。(山形委員)

⑥原文を見直して、まちに活力を生む土地利用を可能にしておくべきである。

・例えば環境・医療・福祉・情報・観光などの分野の市にとって優良な企業の進出の余地は残しておいた方が良いこと、地元企業が維持・発展してもらうための分散化と集中化による土地利用を優先すべきであること、市の産業の中心を農業と位置づけるならば生産と消費の両面からの再構築が必要であり、デポジットセンター、加工工場、販売拠点の整備などが絶対必要であること、手賀沼を中心とした観光客の増加を図るならば、道標・休憩場所・駐車場などの整備が必要であること等の理由により、土地利用の基本方針の見直しは必要であり、このような開発が都市的土地区画整理事業ということで抑制されてしまうならば、地元での新たな雇用機会は創出できず、特に若い世代の活力は生まれない。(犬竹委員)

・流山市のおおたかの森では、以前の自然環境を残しつつ、素晴らしいまち並みができたと思う。我孫子でも素晴らしいまち、立派なまちがつくれるように基本構想を変更する必要がある。(染谷委員)

・まちづくりを都市計画という枠組みで考える場合、土地利用のゾーニングを明確に設定する必要がある。特に、将来計画の中で、産業の必要性と内容を具体的に検討し、そのエリア区分としての位置・規模(必要量)をどのように設定するかが重要な課題である。この課題に取り組むためには、都市計画上の機能と配置を基本構想の中で明確に方向性として示すことが必要であり、その前提条件として、現在自然が残されているエリアをどう保全・活用していくかの判断を示さなければならず、「現状のまま残すべきエリア」、「人間と共生していくエリア」、あるいは「人間がそこで都市的活動として積極的に利用していくエリア」としてのエリア区分として位置付ける必要がある。さらに、審議会の中で「自然環境を守る」ことが強調されてもいるが、ただ手を加えずに放つておけば良い自然が保たれるわけではない。自然に対する補償行為としてのno net lossの考え方に基づき、自然との共生を図る計画・整備方法を具現化したプログラムを組み込めるかが都市計画上極めて重要と考える。そのためにも、自然を守りつつ、都市的な配置を工夫しながら、今後の発展に活用できる土地利用計画を構築できるように維持・検討する枠組みは残すべきと考える。(藤井委員)

⑦その他

・根本的な財政問題については、まちに活力を生む土地利用も含め総合的に考える必要があり、自然環境が破壊されていく懸念が生じない基本構想にすべきである。なお、まちに活力を生む土地利用の定義づけは、ここではなく、基本計画などで定義づけすべきである。(藤木委員)

・2段落目について、生物多様性の観点から、水辺や斜面林などの自然環境は一体的に保全されるべきであり、積極的に自然環境を保全していく区域と、まちに活力を生む土地利用を認める区域を分けて記述するのは適切ではないため、修正すべきである。(矢

竹委員)

- ・「市街地を取り巻く、」という表現は、原文と比べ、表現があいまいである。(川上委員)
- ・一段落目の「適正な」という記述について、土地利用には開発だけではなく、環境を維持・保全する視点も記述すべきである。(山田委員)
- ・都市的土地区画整理事業に関しては、単に自然破壊のことだけでなく、市民のこれまでの暮らしを阻害しないという視点も大事である。(佐藤委員)

7. 「環境」の「(1)手賀沼をはじめとする自然環境の保全・再生・活用」について

①自然環境をいじめる場合は、失った自然を創出するような規制を設けるべきである。

- ・土地利用の基本方針で、自然環境との調和がどのように図られるかについての記述が無いため、「新たな都市的土地区画整理事業を図る場合には環境水準についての総量を維持・改善することを基本とする」ことを追加すべきである。(黒沢委員)
- ・環境総量規制については、現在の緑の総量ではなく、自然が豊かだった時代の総量を比較の対象とし、最終的にはそこを目指すべきである。(赤坂委員)
- ・環境総量規制は必要であるが、自然環境の大部分が農地であり、農家の方に保全の負担を押しつけてはいけないので、保全するところとそれ以外のところを整理すべきである。(上村委員)
- ・環境総量規制についての意見には賛成だが、周辺の環境や一度失った自然を少しでも戻す方向性のあるものとし、環境を再生することを基準とするべきである。(矢竹委員)

8. 「環境」の「(2)環境にやさしい暮らしの実現」について

①原文どおりで良い。

- ・「地球温暖化対策に取り組む」という文言は、「地球環境への負荷を少なくするよう」という文言と趣旨が重複しており、その内容は原文のままで読み取れるので、原文どおりで良い。見直す前の方が判り易く内容充分な文章である。(赤坂委員)

②東日本大震災に伴う原発事故が提起している課題について、一定の指針を記述するのが妥当である。(牛尾委員)

③1節に、今後のエネルギー確保策を盛り込んだらどうか。

- ・東日本大震災で認識された、エネルギーをどう確保し使っていくのかという視点は非常に重要なことで、単に地球温暖化対策と書くだけでなく、「省エネの徹底」、「新エネ（再生可能エネルギー）の積極導入」、「系統エネルギーのみに依存しない分散型エネルギーの導入を推進する」と一步踏み込んだ記述に変更できないか。(山形委員)

④2節は、環境負荷低減へつながるライフスタイルをめざすという書き方に変更できないか。

- ・我孫子市の出す環境負荷はほとんどが生活からのものであり、生活排水を減らす、あるいは直接流さない、ゴミの分別徹底など市民一人ひとりの意識向上がもっと求められて良いと考えるので、生活者たる市民が実は環境負荷になっているとの認識において、環境負荷低減へつながる生活様式ライフスタイルを目指す、と言う書き方に変更出来ないか。具体的には、我孫子方式分別ゴミの徹底、グリーンカーテン・雨水利用・浸透耕設置の義務化など低炭素なパッシブ建築（リフォーム）の積極支援、太陽光発電・熱暖房給湯などクリーンエネルギー利用推進などの施策につながるものと思われる。(山形委員)

9. 「産業」の「(1)地域に根ざした産業の活性化」について

①農業を我孫子の基幹産業として位置づけるべきである。

- ・環境と財政を同時に満足させるため、農業を我孫子の基幹産業として位置づける趣旨を記述すべきである。(赤坂委員)

・我孫子のまちづくりの根幹である自然環境を大事にするという考え方を基に産業について考えれば、農業を大切にして、農業を基幹産業に据えることが自然環境を守ることにも繋がるので、地域に根ざし、地域として打って出るための産業として農業を位置づけておくべきである。(青井委員)

- ・農業をまちの基幹産業に位置付けるべきという複数の委員からの意見があった。年間生産額のみで基幹産業は難しいという判断は、行政の縦割り構造をそのまま反映した、問題のある考え方である。我孫子のまちづくりにとって、農業の多面的な価値や、農業を中心とした6次産業を生み出していくことの重要性が、審議会において多数提言されたが、原案には反映されていないのは問題である。(青井委員)

・農業のもつ、市民との絆機能、自然保全機能、それにも増して、首都圏という膨大なマーケットを背景にした優位性を活かした産業としての農業を展望した基本構想にすべきである。現状追認からは我孫子の農業の再構築はできない。(牛尾委員)

②1節に定住化や市外からの移住促進のためという目的を追加すべきである。

- ・定住化や市外からの移住促進による人口増加と産業の活性化とを関連付けるため、「定住化や市外からの移住促進のため、地域に密着した商業の活性化をすすめます。」と修文すべきである。(青井委員)

③2節の観光について、さらに積極的な表現や、手賀沼文化拠点整備計画との連携を記述すべきである。

- ・観光は、商業の活性化や雇用機会の創出の要であるため、例えば「我孫子の資源をいかした魅力ある観光を創造し、まちに活力を生みだし、新たな地域産業を創出し、雇用の場を創り出します。」のように修文すべきである。(牛尾委員)

・手賀沼文化拠点整備計画と商業の活性化とを結びつけることが必要なため、「多くの人が何度も訪れたくなるようなまちにするため、手賀沼文化拠点整備計画と連携した新たな観光・商業展開を支援します。」と修文すべきである。(青井委員)

④3節の工場等の集団化については、その分散化も検討すべきである。

- ・工場等については全てを集団化するということではなく、環境保全と両立する産業という視点から考えれば、例えば森の中にある研究所など、逆に分散化するというのも一つの手法である。(黒沢委員)

⑤4節は必要ない。まちに活力を生み出す産業は、企業誘致だけではない。

- ・企業誘致は様々な方策のうちの1つであり、基本構想に記述するほどの戦略的施策ではない。どうしても記述するのであれば、将来都市像を実現するための産業政策として業種を特定し、企業進出にすべてを委ねるのではなく、観光や市民事業も含めて記述すべきである。(牛尾委員)

・4節は「土地利用の基本方針」の見直しに関連する内容なので、削除すべきである。まちに活力を生み出すために、必ずしも土地利用の方針変更は必要ない。(青井委員)

⑥産業振興のコンセプトをしっかりと持つべきである。

- ・現在のグローバル化の流れ、コモディティ化の進展速度の上昇等を鑑みれば、製造工場の誘致では、持続的に地域産業の発展に寄与していく可能性は低いため、知識・技術を発信・輸出できる産業という視

点が必要である。それを創出する源泉は地域の課題であるので、市としてきちんとした産業のコンセプトを持ったうえで、地域課題を解決することが産業振興に繋がるという趣旨の文言を記述すべきである。(飯田委員)

- ・産業の捉え方が明確でないため、我々の中に企業や工場を誘致することによって産業振興を図るという既成概念ができあがってしまっているので、産業振興のしっかりととしたコンセプトを持ち、それを共有する必要がある。(川上委員)

⑦3節と4節は、自然環境との折り合いで大いに禍根を残す記述である。

- ・審議会席上では、市長および市当局からは、明確なビジョンは聞いていない。言葉のみがあつて、具体的なものも無いことは、書かない方がトラブルにならない。基本構想に盛り込む内容としては、自然環境との折り合いで大いに禍根を残す記述である。(赤坂委員)

10.「産業」の「(2)我孫子らしい農業の振興」について

①農業振興の具体的なストーリーが必要である。ブランド戦略を展望した構想を追加すべきである。

- ・基本構想には、「高付加価値農業（有機農法等）による高品質で安心な農産品生産・加工・供給を目指し、我孫子農産品の高品質・安心のブランド戦略を通して、首都圏マーケットに我孫子農業の優位性を確立する。このような我孫子らしい農業を行政・市民が一体となって支援（地産地消等）していく中で、農業の持つ多面的機能を守っていく。」という具体的なストーリーが必要である。(牛尾委員)
- ・自然環境を保全し、市民との絆機能を持つ農業を戦略的に育てる視点が欠けているので、多品種少量生産の強みを生かしたブランド戦略を展望し、3節として、「商業や工業及び観光など地域産業と連携し付加価値の高い農業を創造します。」を新たに追加すべきである。(牛尾委員)

②農業についての基本的な考え方をしっかりと決めるべきである。

- ・1節に「農業の生産性を高め」との記述があるが、生産性を高めることが至上目的ではないため、農業についての基本的な考え方をしっかりと決めるべきである。(黒沢委員)

③1節で、付加価値を生む取り組みを進めるという方向性を示すべきである。

- ・有機農法を推進し、我孫子独自のブランドを確立するなど、付加価値を生む取り組みを進めるという方向性を示すため、「減農薬・無農薬の有機農法による農業生産を推進し、真に美味しいと信頼される、我孫子農産物のブランドを確立します。」と修文すべきである。(青井委員)

④2節で、活力ある農業への転換に向けた研究開発を進めようという方向性を示すべきである。

- ・活力ある農業への転換に向けた研究開発を進めようという方向性を示すため、「農地の集団化や耕作放棄農地の貸し農園などへの活用、商工業と連携した6次産業など、活力ある農業への転換のための研究開発を進めます。」と修文すべきである。(青井委員)
- ・「農工商連携による6次産業」という文言を記述すべきである。(犬竹委員)

⑤2節で、我孫子の農産物の売りを明確に記述し、成長戦略としての基本コンセプトを明らかにすべきである。

- ・生産者と消費者の信頼関係は、結果として生まれるものであり、この文章にはとても違和感がある。無条件の信頼関係や協力をあらかじめ求められても、

消費者の理解は得られるものではないし、その非現実的なものを前提とした農業はありえない。消費者の信頼や購買意欲は、生産者の努力と情報公開によって裏付けられた安全性と、新鮮さや味といった商品価値によって生まれてくるものである。2節では、我孫子の農産物の「何を売りにするのか」を明確に記述し、成長戦略としての基本コンセプトを明らかにすべきである。(青井委員)

- ⑥地産地消だけにこだわるのではなく、我孫子の特徴を捉え、様々な可能性に取り組んで農業を産業化すべきである。(藤木委員)

11.「産業」の原文から削除した「(3)まちに活力を生む新たな産業の育成」について

①削除せずに、まちに活力を生む産業として農業や市民事業を位置づけておくべきである。

- ・市民事業の支援を市民活動の分野で記述すれば、市は延々と手厚い支援をしていかなければならなくなるが、事業化すれば経済的支援が薄くなってしまって自立していく可能性は広がるため、産業の分野で記述した方が市にとっても良い。(飯田委員)

- ・原文から削除した「(3)まちに活力を生む新たな産業の育成」こそが、農業を中心として新たに生まれてくる産業であり、農業をベースにした産業を創造・発展させ、自然を守りながら魅力あるまちづくりしていくことで若い人たちが移り住むというようなストーリーの構想にすべきである。(青井委員)

- ・原文から削除した1節は、農工商連携による6次産業などを興すという方向性を示すため、「まちに活力を生みだす市民事業の支援や、農・工・商連携による6次産業など、新たな産業を興し、育てる施策を展開します。」とし、原文から削除した2節は、原文どおり復活させるべきである。(青井委員)

- ・削除した原文の1節は、市民事業の可能性を提示しており、そこに向けた指針として削除すべきでない。ただし、削除した原文の2節は、具体性に欠ける嫌いがあるので、原案の「(1)地域に根ざした産業の活性化」の4節をいかして、「産業の育成」という視点で見直すべきである。(牛尾委員)

- ・市民事業は今後産業として育っていくことも考えられるため、将来を見据えて考えるべきである。(藤木委員)

- ・「市民事業」は「市民活動」とは全く性格の異なるものであり、この章の内容を「市民活動」の章に移動するというのは、極めて見識に欠ける判断である。特にこの章は、「見直しの趣旨」にある重要テーマでもある、まちの成長戦略に関わる記述である。多くの委員からも指摘があったように、削除はありえない。(青井委員)

12.「市民活動」の「(1)市民の自主的なまちづくり活動への支援」について

①市民事業の支援は、産業の分野で記述すべきである。

- ・市民事業の支援を市民活動の分野で記述すれば、市は延々と手厚い支援をしていかなければならなくなるが、事業化すれば経済的支援が薄くなってしまって自立していく可能性は広がるため、産業の分野で記述した方が市にとっても良い。(飯田委員)

- ・原文どおりとし、市民事業の支援は新たな産業創造への展望でもあり、産業の分野で記述すべきである。(牛尾委員)

②市民活動のソフト面の支援をしっかり記述すべきである。

- ・市民活動の支援については、支援内容が形骸化・脆弱化しているという意見があり、地域の色々な課題

を拾い上げていくことが産業の振興にも繋がるので、ハード面だけでなくソフト面についても記述すべきである。(飯田委員)

13.「都市基盤」の「(2)良好な住環境を支える生活基盤の整備」について

①4節は原文どおりで良い。

- ・「雨水流出抑制施設の整備」という記述が基本構想の記述としては違和感がある。基本計画や実施計画レベルで表記すれば良く、「保水機能を強化します」という原文を変えてまで記述する必要はない。(青井委員)
- ・「保水機能」と表現すれば、樹木や田や畑が持つ保水機能も含まれ、幅広い対応ができるため、原文どおりで良い。(赤坂委員)

14.「都市基盤」の「(3)総合的な交通環境の整備」について

①社会構造の変化に合わせて公共交通を整備していく視点が必要である。

- ・公共交通のそれぞれの機能(幹線道路、生活道路、鉄道)は、高齢化などの社会構造の変化に合わせて整備していくという視点が必要であるため、1節として、「社会構造の変化に応じた適切な公共交通を選択し、整備します。」という一文を追加すべきである。(吉川委員)

②基本構想は原文どおりで見直す必要はないが、市域全体の交通サービスの質を担保するため「総合交通計画」を策定すべきである。

- ・基本構想としての原案は、枠組みを明示するもので変更する必要はないと考える。しかし、我孫子市の交通問題を総合的に判断する上で、総合計画における「基本構想・基本計画・実施計画」の枠組みの基本計画に位置付けられる「総合交通計画」が立案されていないことが極めて重要な問題・欠陥であると考えている。計画がないために、地域毎の個別ニーズに対応した、重要あるいは要望追認型の地区別計画が優先されることとなり、市域全体の交通サービスの質が担保されにくいという課題が顕在化している。「総合的な」を基本構想に冠として掲げる以上、「総合的」の意味を具現化する方法論をきちんと検討すべきである。(藤井委員)

15.「都市基盤」の「(4)良質な住宅供給の推進」について

①市外からの移住を促進するという目的を記述すべきである。

- ・将来都市像や人口の項目と結びつける必要があるため、「公営住宅の供給・改善、バリアフリー等の住宅改造支援、住宅に関する総合的な情報提供など、定住化を支え、市外からの移住を促進する新たな住宅施策をすすめます。」と修文すべきである。(青井委員)
- ・原案の「すすめるとともに、・・・・・すすめます。」という表現は、文章表現としてのセンスが不足している。また、策定委員会の意見に、「市外からの移住促進については、当然踏まるべき事項であり、あえて記述する必要はなく、また、これだけを目的とするのは適切でないため、素案どおりで良い。」という記述があるが、基本構想は市役所の職員だけのためにあるわけではない。ここに書かれた文章は、市民や、市外の多くの人々に向けたメッセージでもある。特に「市外からの移住促進」の表現を加えることについては市外の人々に我孫子市のまちづくりの姿勢を知らせるために、必要な記述と考えて提案したものである。さらに、「これだけを目的と

するのは適切でない」というコメントは、全く意味が不明である。(青井委員)

16.「防災・防犯・危機管理」について

①1節は原文どおりで良い。

- ・原文の「治水などの対策」が「河川の氾濫などへの対策」へと非常に限定された表現に変更されているが、河川の氾濫だけを特筆する必要はなく、内容的にも後退しているため、原文どおりで良い。(赤坂委員)
- ・「治水」の語が消滅している。治水は川の氾濫に限らないのであって、崖地の多い我孫子市においては、開発区域などでの雨水対策、地下水対策は重要であるから「治水」の文字を抜いてはならない。(赤坂委員)

②お互い様の心にたって、人が集まる街とはどういうものか考え、基本構想に盛り込むべきである。

- ・「液状化」対策にも言及すべし。布佐の原状回復も数年を要するかも知れず、これにどう対応するに因つて、市外から人が移住してくるか、市外へ人が去っていくか分かれることもなり得る。文章一つにその市が住み良いかどうかが問われている。お互い様の心にたって、人が集まる街とは、どういうものか考え、基本構想に盛り込むことを望む。(赤坂委員)

③市外の被災者への支援の方向性を記述すべきである。

- ・市外の遠方や近隣の地域が被災した時に、我孫子市民としてどのような手助けができるのかという視点が無いので、その大枠の方向性を記述すべきである。(青井委員)

④節に「即応した」という文言を追記すべきである。

- ・危機管理への対応は時間との勝負であるため、「即応した」という文言を追記すべきである。(犬竹委員)

⑤サイバー攻撃に対する危機管理について記述すべきである。

- ・インターネットは、行政と市民、市民と市民のコミュニケーション手段として欠かせないツールであるため、サイバー攻撃に対する危機管理についても記述すべきである。(牛尾委員)

⑥東日本大震災の影響を踏まえたより具体的な記載は、基本計画や防災計画で検討すべきである。

- ・今回の東日本大震災の影響により、委員の意見としても防災に対する記述を盛り込むべきとの声が挙がっている。液状化の影響、行政の体制等極めて重要な視点と思うが、本来、基本構想には、市の基本姿勢としての枠組みを示すものであり、より具体的な記載は、基本計画あるいは別途構築されている防災計画との連動性を示すに留めておくべきである。(藤井委員)

17.「地区別構想」について

①地区別構想は基本計画で記述すべきである。

- ・地区的特性や方向性については、20年という長期の構想ではなく、地区的自主性の尊重と変化への対応を可能とするため、基本構想から基本計画に移すべきである。(黒沢委員)

②東日本大震災で被災した布佐地区の記述を見直すべきである。

- ・東日本大震災による布佐地区の被災状況を鑑みれば、原文どおりということにはならないので見直すべきである。(犬竹委員)

18.「構想の実現に向けて」の「2)地域コミュニティづくりの推進」について

①1段落目は不要。「それぞれの地域にあったコミュニティ

づくり」ではなく「行政・市民一体型の新しいコミュニティづくり」を進めるべきである。

- ・1段落目は、具体的な説明文であり、基本構想として適切でないため不要である。また、最後の「それぞれの地域にあったコミュニティ」という表現を「行政・市民一体型の新しい形のコミュニティ」に修文し、それと重複した表現の「市民と行政との役割分担など、」を削除すべきである。例えば、「福祉、防災、防犯などのさまざまな地域課題によりきめ細かく対応し、豊かな市民生活を実現していくことが求められている現在、市民とともに、地域の状況を踏まえながら、多様な主体が相互に理解し合い連携するしくみや、活動の担い手づくり、地域コミュニティを活性化していくための基本的な考え方を明らかにし、行政・市民一体型の新しい形のコミュニティづくりをすすめます。」のように修文すべきである。(赤坂委員)

②行政の横断的な支援や農工商・教育との連携についても記述すべきである。

- ・市民と行政の両方に存在する縦割りの問題を解消するという意図を明示し、行政が横断的に市民の活動を支援する旨を記述すべきである。また、農工商や福祉の連携、教育などの要素も含めて言及し、全てを包含した環境の視点で論ずるべきである。(飯田委員)
- ・高齢化や大型店の進出を背景に、買い物難民の問題などが顕在化しているため、「農工商との連携」という文言を入れるべきである。(犬竹委員)

③誰が「市民とともに」進めるのか、「多様な主体」とは何かについて明らかにすべきである。

- ・誰が「市民とともに」にコミュニティづくりを進めのか不明であるため、文言の整理をすべきである。(藤木委員)
- ・「多様な主体」について、具体的に記述すべきである。(吉川委員)
- ・「多様な主体」はこのままで、縦方向の「多様な世代」という表現を追加すべきである。(飯田委員)

④地域課題の共有による連帯が地域コミュニティを再生する力になるという視点から見直すべきである。

- ・共同意識は低下したのではなく、高齢化等によって潜在化して結果的に希薄になっていることから、共同意識の顕在化が地域コミュニティづくりのポイントであり、地域課題の共有による連帯が地域コミュニティを再生する力になるとを考え、「共同意識が低下し、」を「共同意識が希薄化し、」に、「多様な主体が相互に理解し合い連携するしくみや、」を「多様な主体が相互に理解し合い、それぞれの地域課題を共有し、連帯するしくみや、」に修文すべきである。(牛尾委員)

⑤異なる主体を結ぶ中間組織の存在意義を認識し、位置づけてはどうか。

- ・今後は特に、異なる主体を結ぶ中間（支援）組織といった存在が非常に重要になってくるので、基本構想の中で中間組織存在意義の認識と連携を図っていくことを宣言できないか。基本構想か基本計画で、近隣センターの運営を委託されハードもソフトも備えているまちづくり協議会を、市民（町内会・市民団体）と行政を結びつける中間組織として明確に定義づけできないか。(山形委員)

⑥広域連携の視点を追加すべきである。

- ・東日本大震災を踏まえて、2段落目に「広域連携を考慮に入れて」という文言を追加すべきである。(黒沢委員)

⑦市民が地域コミュニティ構築の主体であるという視点

が重要である。

- ・地域コミュニティの再構築にあたっては、地域間連携の視点とともに、市民が地域コミュニティ構築の主体であるという視点が重要である。(佐藤委員)

19.「構想の実現に向けて」の「3)総合的・効率的な行財政運営」について

①「(1)総合的・計画的な行政運営」で、行政の執行責任を明らかにして効率化すべきである。

- ・あいまいな執行責任が原因で、非効率な行政経営となっていると考えられるため、3段落目を「また、市民の満足度に視点をおいた政策を実現するため、施策や事業については、企画・立案からその執行責任者・執行方法と期限・成果までをわかりやすく客観的に評価し、計画的・効果的にすすめられるよう 庁議で責任をもって進行管理を徹底します。」と修文すべきである。(吉川委員)

②「(2)行政改革の推進」で、負債の世代間負担が等しくなるような財政規律について記述すべきである。

- ・負債についても長期的な管理を行う必要があるため、3段落目と4段落目の間に「また、市債および未払いの債務負担行為などの市の負債についても、世代間負担が等しくなるよう長期的に管理します。」と追加すべきである。(吉川委員)

- ・世代間負担が等しくなることについての記述は必要であるが、社会保障システムの大幅な変更を伴うため、市民・行政ともに相当の覚悟をもって臨むべきである。(飯田委員)

③「(3)効率的・効果的な財政運営」に、財源確保策と経費節減策を追加し、投資的経費の記述を見直すべきである。

- ・財政規律を厳格に守るべきである。また、財源確保策と経費節減策を明記し、普通建設事業費の予算を重点的に配分するととも読み取れる点を修正する必要があるため、2・3段落目を「そのため、地方分権の進展の中で、自立した都市として持続的発展ができるよう、将来にわたる税収の確保・受益者負担の見直し・徴収管理の徹底に努めます。さらに、的確な財政分析を行い、人件費・物件費の削減および扶助費・補助費等の抑制に努め、普通建設事業費については、計画的な財政規律の中で戦略的傾斜配分をはかり、長期的展望に立った健全で持続可能な財政運営をすすめます。」と修文すべきである。(吉川委員)

20. 基本構想の見せ方・表現について

- ・基本構想の内容は分かりやすく示すこと。市民に現時点で理解されることは困るような具体策を想定している箇所があつても、修辞的な技法等を駆使したりして分かりにくくしないこと（ごまかさないこと）。(※審議会の傍聴者から出ていた意見と同じで「子どもでも分かる示し方をすること」である。具体的に言えば、修辞的な箇所等について「これは何を言っているの」「これは何故なの」という素朴な疑問にきちんと回答できること、さらにはそうした疑問が出ないほど、分かりやすい示し方をすることである) (飯田委員)

II. その他の意見・提案

1. 今後の計画策定や実践にあたっての意見・提案(飯田委員)

- ・長い時間軸で考えたときに、将来世代に禍根を残すことにならないように、相当の自制をもってこの先の計画策定・実践に臨むこと。
- ・本基本構想とそれに基づく基本計画による「負荷」は財源（カネ）のみではなく、自然環境および社会

環境の全てについて踏まえること。

- ・そして「推進事業と財源確保が及ぼす負荷が、特に将来世代に対してあらゆる側面で更なる足かせとなる」ように、また「土地利用等の規制緩和が人間以外の自然環境の構成要素と共生可能な活動を誘導する」ように、最大限の配慮をすること。
- ・自然環境・社会環境との新たな共生と価値の創造・促進に資する計画策定・実践となるように取り組むこと。(※各分野の相互関連についても視野を持つ必要がある。例えば少子高齢化の進展をふまえた人間社会における新たな共生については、コミュニティ関連の計画を中心として対応すべきことだが、その計画中でも自然環境との共生の視点は、直接的・間接的に当然必要となる)

2. 東日本大震災後の見直しのあり方に関する意見・提案

①見直し作業を一時棚上げすべきである。

- ・大災害時の危機管理や被災者支援、被災地の再生手法などの点において、状況の推移を見据えつつ、さらにこれから時間をかけて基本構想の見直しに反映させていく事が必要である。リーマンショック後のパラダイムシフトに加え、東日本大震災と原発大事故による社会構造や価値基準の変化、特に原発事故は未だ収束の見通しすら立たず、その被害が広がりを見せている中で、基本構想の見直しを急ぐ事は、賢明な判断とは思わない。どうしても見直しを進めるのであれば、東日本大震災と原発大事故を契機に「価値基準の大転換」を反映させたものにしなければならない。(青井委員)
- ・基本構想原案と審議会答申内容に大きなギャップが生じる中、当初の見直しスケジュール通り、基本構想の議決を待たずに基本計画の議論を始めるとすれば、両者のねじれ現象のまま議論を進める事になる。いったいどの基本構想を前提に基本計画の議論をするのか。また、市の最上位計画の審議会運営が、このような方法で進められる事は極めて問題である。(青井委員)
- ・6月の議会に合わせて結論を急ぐことは、責任を全うすることにならない。審議を一旦棚上げし、市議

選後に再開することを提案する。震災の前と後では、社会情勢は全く違うため、この大震災で得た教訓を基本構想に盛り込まなければ、役立たない見直しになる。(赤坂委員)

・東日本大震災後の展望も見えない中で、スケジュール有りきで拙速にまとめる必要は無い。我々も含め全国民が今後の日本のかたちや社会のかたち、価値観をどうしていくのかを議論する中で、我々なりの展望を見出すことが先決である。(牛尾委員)

②見直し作業は肅々と進め、個別具体的な事柄は基本計画で審議すべきである。

・現在審議している基本構想とは、我孫子市の将来をどうすべきかという基本理念であり、市民への情報提供や協働、防災など、震災に関連する意見については、既に基本構想で触れられている。個別具体的な事柄については、基本計画の段階で審議されるべきである。(藤井委員)

・東日本大震災によって顕在化した課題については、当然踏まえるべきと考えるが、まちの基本理念としてゆるぎない理想を掲げておけば、震災を理由に一から見直す必要は無いため、肅々と見直し作業を進めていくべきである。(上村委員)

・基本構想が固まっていない段階で基本計画の議論を行うというケースは多々あり、逆に、基本構想が策定された後に基本計画の議論を行うというケースは少ない。今回の見直しにおいても、既に基本計画の審議をすすめていくける項目が数多くある。(佐藤委員)

③今回の見直しとは別に、今後抜本的な見直しをしていくべきである。

・大きく2つの視点から見直した今回の原案はこの方向で良いが、東日本大震災を発端にした問題からだけではなく、社会構造の変化、産業の捉え方の変化、行政機構の構造的な変化などを踏まえて、今後抜本的な見直しをしていくべきである。(川上委員)

以上、答申いたします。

3. 第二次基本計画（後期計画）諮問書

企画第291号

平成23年11月15日

我孫子市総合計画審議会
会長 黒沢 義孝 様

我孫子市長 星野 順一郎

我孫子市第三次総合計画第二次基本計画（後期計画）について（諮問）

このことについて、我孫子市総合計画審議会条例第2条の規定により、総合計画に関する次の事項について、審議会の意見を求める。

1. 我孫子市第三次総合計画第二次基本計画（後期計画）案について

4. 第二次基本計画（後期計画）答申書

平成23年12月7日

我孫子市長 星野順一郎様

我孫子市総合計画審議会
会長 黒沢義孝

我孫子市第三次総合計画第二次基本計画(後期計画)について(答申)

平成23年11月15日付け企画第291号をもって諮問のありました我孫子市第三次総合計画第二次基本計画(後期計画)案について、諮問の趣旨を踏まえて慎重に審議した結果、次のとおり意見を申し上げます。

また、審議を通じて多くの委員から有益な意見や提案があり、それについても併せて示しますので、基本計画をはじめ、今後策定する分野別計画等に極力反映されるよう切望します。

- これまでの基本計画の各節に掲載されている指標や図表は、実績や計画の目標値がどのように進展しているかを判断する重要な指標となるので、継続性を維持し極力掲載されたい。また目標値の指標が変更されこれまでの目標値がどうなったかトレースできないものもあるので「施策の継続性」には特に配慮願いたい。
- 指標の平成22年度の現況値が、平成18年度の現況値を下回っているにもかかわらず、具体的な施策が明記されていないもの(手賀沼の浄化・再生、農業等々)や、平成23年度の目標値が未達成であるのにどのような施策によって目標を達成するのか述べられていないもの(農業、公共交通等々)が散見されるので、施策の全般にわたって具体性を持った計画とされたい。
- 「基本計画」の進捗状況をチェックする機関(委員会)を速やかに設置することを要望する。
- 「基本構想」の見直しにおいて、企業誘致などを念頭に置いた土地利用の見直しが主要テーマの一つになったが、それが「効率的・効果的な財政運営」にどのように反映されるのか、今後の課題や施策の展開について記述されたい。
- 農業問題は我孫子市にとって大きな課題であり、TPP問題などにどのように対処していくのかについて「基本計画」でも取り上げられたい。食の安全、食料自給率の確保、官民の役割分担などを踏まえた上で産業としての農業をどのように支えていくのか、その対策を検討するための「我孫子農業問題検討会(仮称)」を早急に立ち上げるなどの施策を検討されたい。
- 地域コミュニティづくりの推進にあたっては、先進的な事例や手法を研究するとともに、行政職員の地域担当制などの具体的な施策を計画に示すなどして、早急に取り組んでいかれたい。
- 5つの「重点プロジェクト」は、我孫子市の今後の姿に大きな影響を与える計画となるので、喫緊の課題である放射能汚染や被災地の復旧・復興に万全の対策で臨み、地域コミュニティの再構築を最優先課題の一つとして捉え、我孫子市民のあらゆる世代が活力のある、恵まれた自然環境の中で安全な自立した生活をおくれるような環境づくりに力を注がれたい。

○各委員の意見・提案

1.「計画のねらい」について

①基本構想が掲げる目標人口15万人を達成するための具体策を記述すべきである。

- ・基本構想の人口についての記述を、想定人口の14万人から目標人口15万人に戻したことにより、単に交流人口を増やすだけでなく、定住人口を増やしていくことが必要となった。従って、基本計画では人口1万人増加のための方向性や具体策を記述すべきである。(牛尾委員)

2.「人口の見通し」について

①基本構想が掲げる目標人口15万人を踏まえた内容にすべきである。

- ・人口目標15万人と基本計画の内容について、整合のとれたものにすべきである。(吉川委員)
- ・人口目標15万人を踏まえた政策・施策を立案し財政の見通しを計画すべきである。土地利用の見直しによる人口の増加が財政の健全化という結果をもたらさない場合、答申で「第二次基本計画（後期計画）の実行可能性は担保されていない」と記載すべきである。(吉川委員)
- ・「年齢3階層別人口割合の推移」について、平成33年は目標人口15万人を100%にしてグラフを再作成すべきである。(吉川委員)

②目標人口の達成は非常に厳しいので、現実を踏まえながら進めていくべきである。

- ・人口については、もともと市の案は14万人だったが、議会の意見を踏まえて15万人になったと認識している。現実問題として目標人口15万人の達成は非常に厳しいと考えるので、現在の社会経済状況を踏まえながら、しっかりととした施策展開を図っていくべきである。(上村委員)

3.「財政の見通し」について

①国内の経済状況だけでなく、グローバルな視点からの記述が必要である。

- ・収税減は我孫子市特有の問題ではない。その理由を「長引く景気低迷などに伴って」と簡単に記述しているが、世界的な経済環境の問題などグローバルな視点からも捉えてしっかりと記述した方が良い。(牛尾委員)

②基本構想が掲げる目標人口15万人を前提にした見通しを示すべきである。

- ・「歳入・歳出の見通し」について、基本構想では目標人口を15万人と掲げているので、15万人を達成できた場合の歳入と歳出の見込みもあわせて示すべきである。(青井委員)
- ・「歳入・歳出の見通し」は、平成33年に目標人口15万人の達成を前提とした、平成27年度の見込みをグラフ化すべきである。(吉川委員)

③「歳入・歳出の見通し」に、連結会計の見通しを記載すべきである。

- ・「歳入・歳出の見通し」は、総合計画の下位計画に特別会計事業計画を立案するのであれば、基本計画は一般会計と特別会計を足した連結会計の見通しを記載すべきである。(吉川委員)

④資産と負債の見通しを記載すべきである。

- ・「歳入・歳出の見通し」について、市債の発行は、企業会計では（借方）普通預金／（貸方）負債科目、となるが、公会計では（借方）普通預金／（貸方）歳入となり、企業会計の立場から考えると、市債の発行を歳入（収入）と処理するのは、粉飾決算の会計処理になる。市債の発行を歳入とするのであれば、

歳入と歳出の見込みだけでなく、資産と負債の見通しも追加すべきである。(吉川委員)

⑤具体的な数値目標を記述すべきである。

- ・「歳出の見通し」には、「人件費及び起債残高を例えば、年平均3%削減する」などの具体的な数値目標を入れた方が良い。(牛尾委員)

4.「地区のまとめと拠点の形成」について

①「歩いて暮らせるまちづくり」という視点からの施策を盛り込んで欲しい。

- ・この項目に対応する基本構想は、各駅を中心とした地区拠点の形成と、それによるまちづくりというストーリーになっているが、今後はそういった視点だけでなく、高齢化社会の進展を踏まえ、高齢者が自分の足で歩いて行ける範囲に何もかもが揃っていて生活ができる「歩いて暮らせるまちづくり」という視点からの施策にシフトしていくべきではないか。(青井委員)

5.「広域交通軸の形成」について

①「地区のまとめ・拠点・交通軸の形成」図において、都市計画道路3・4・10号線を示すべきである。

- ・「地区のまとめ・拠点・交通軸の形成」図について、都市計画道路3・4・10号線が位置付けられていないが、実現に向けて取り組むのであれば、幹線道路として図に示すべきである。(青井委員)
- ・都市計画道路3・4・10号線が完成すれば、若松交差点の渋滞解消に大きく寄与すると思うので、都市計画道路3・4・10号線の表示は必要である。(犬竹委員)

6.「土地利用の基本方針」について

①前期計画と同様に、「土地利用の基本方針」図に、「農用地区域・農振区域」を表示すべきである。(青井委員)

②「土地利用の基本方針」図に、公園・緑地・社寺・屋敷林等を住宅地と分離して表示すべきである。(青井委員)

③「土地利用の基本方針」図に、自然環境ゾーンをつなぐ軸に関する表現を追記すべきである。(青井委員)

④農用地区域に指定し、かつ自然環境ゾーンの核としているエリア及びその周辺エリアまでを、都市的土地利用が可能なエリアとするのは問題である。

- ・図「自然環境ゾーンの形成」の手賀沼ゾーンには、4つの「自然環境ゾーンの核」が示され、「土地利用の基本方針」図においては、この手賀沼ゾーンの大半の部分が「都市的土地利用可能なエリア」（薄緑色）と表現されているが、農用地区域と指定し、かつ「自然環境ゾーンの核」としているエリア及びその周辺エリアまでを「都市的土地利用可能なエリア」とするのは問題である。(青井委員)

⑤規制の緩和と強化のバランスをとりながらまちづくりを進めていく必要がある。

- ・土地利用については、ある程度規制を緩和した方が良いと考えるが、我孫子市の自然や景観が台無しにならないよう、緩和した後に新たな規制を設け、本当の意味の都市計画に取り組んで欲しい。(染谷委員)

⑥私有地について、一方的に保全を決定することは避けるべきである。

- ・土地利用に関しては、基本構想の際に十分に議論したと認識している。また、守るべき自然は守る必要があるが、そういった土地は概ね個人が所有する土地であり、一方的に保全を決定しては財産権の侵害にも関わってくる。(上村委員)

7.「重点プロジェクト」について

①新たな企業の進出を促進するだけでなく、その定着も図るべきである。

- ・「重点プロジェクト2」のリード文3項目で記述している新たな企業の進出について、進出を促進してもすぐに移転されてしまう意味がないので、「市内産業の活性化と定着化を図り」とすべきである。(犬竹委員)

8.「環境」の「手賀沼をはじめとする自然環境の保全・再生・活用」について

①節の構成を見直すべきである。

- ・「手賀沼の浄化・再生」、「手賀沼の魅力化」、「自然の一体的保全・活用」の各節を一つのまとまりとして捉え、周辺の道路や斜面林の整備という政策的な計画、それを市民と一緒に進めていくための支援、こうした取り組みの結果できあがった手賀沼をアウトプットしていくためのイベントや手賀沼学会の活動などの3つに大別し、その観点から全体を見直した方が良い。(山形委員)

第二節「手賀沼の魅力化」について

①「手賀沼沿い斜面林保全条例」の見直しについて記述すべきである。

- ・案の現状と課題の記述では、「手賀沼沿い斜面林保全条例」に基づき十分に斜面林を保全してきているように読み取れるが、実態はそうではないので、「この条例の効力は弱く、思うように保全が進んでいないため、条例の見直しを考える」という旨の記述を追記する必要がある。(赤坂委員)
- ・斜面林をはじめとした緑地を保全するため、「手賀沼沿い斜面林保全条例を見直し、積極的な緑地の創造に取り組みます」という一文が必要である。(赤坂委員)

②アピールの手法をさらに工夫すべきである。

- ・「手賀沼親子自然観察会」には、我孫子市民や近隣市の住民が参加したが、意外と我孫子市について知られておらず、もっとアピールの仕方を工夫する必要がある。また、それが我孫子を訪れる方の増加につながり、自然を体感してもらうことができる。(矢竹委員)

9.「産業」の「地域に根ざした産業の活性化」

第一節「商業の振興」について

①商業振興の具体策について検討すべきである。

- ・個店の専門性強化については、具体的にどのような専門店業態が必要か、商業者と市民によるワークショップ活動などのソフト面での方策も考慮すべきである。(牛尾委員)
- ・ふるさと産品の開発について、商業者・農業者・市民・流通などと連携した有機的なワークショップ活動等を提起しながら、より魅力的な我孫子独自の商品の開発やB級グルメグランプリを目指す等の具体的な展望を示すべきである。(牛尾委員)
- ・東側と西側の商業活動には大きな差があるので、この点についてどのように対応していくかを詳細に記載した方が良い。(山田委員)
- ・布佐地区での印西市の市民バスの乗り入れ開始に伴い、今後住民は市外で買い物をするようになると思うので、地元商店街をはじめとして、市内で買い物をしてもらうための方法を考え、基本計画において記述すべきと考える。(山田委員)

第二節「観光の創出」について

①観光と自然環境を一体化するコンセプトワードが求められる。

- ・手賀沼・古利根沼・利根川の水辺や谷津の自然や旧跡は我孫子の最大の財産であり、これらを「あびこまるごと里山公園」などの全市民が共有できるコンセプトワードで示すことは、情報発信やまちの活性化等の今後の施策展開にも有効であり、この方向性を記述すべきである。(牛尾委員)

②農業との連携について記述した方が良い。

- ・農業者と消費者のふれあいについては観光とも関連するので、我孫子の農地を有効に活用するためにも、ふれあいに関する記述も必要だと思う。(上村委員)
- ・農地を観光資源と捉え、人を呼び、人とふれあい、そしてお金を生むという視点も必要ではないか。(上村委員)

③観光資源を総合的に活用していくべきである。

- ・我孫子市とその周辺のさまざまな観光資源を点から線へ、さらに線から面へと総合的に展開し活用していくことで、有効な観光振興になると思う。(染谷委員)

第三節「工業の振興」について

①工業振興の具体策について記述すべきである。

- ・アクセスや環境、土地利用規制など、振興を阻むネガティブ要素が多くあるが、計画の具体的な内容が記述されていない。計画の立案にあたっては、行政も民間企業の発想を持って物事を考えて欲しい。(犬竹委員)

- ・施策「地元企業の活性化に向けた支援」について、東葛テクノプラザや研究機関等との連携の具体策や方針も明示すべきであると思う。(牛尾委員)

②企業の集団化についての指標を変更すべきである。

- ・施策「住工混在の解消に向けた企業の集団化」について、指標は「企業数」よりも、全体の中でどれだけの企業が参加意思を持っているかを表す「率」の方がわかりやすいが、根本的に目標になりづらい指標だと思う。(村越委員)

第四節「新たな産業の振興と雇用の安定・創出」について

①自立都市としての発展は、新たな企業の誘致だけで達成されるものではないので、表現を改めるべきである。

- ・現状と課題の4項目に「我孫子市が自立した都市として発展していくよう、雇用や税収の確保云々」とあるが、自立都市としての発展はこのことだけで達成されるものではない。新たな企業誘致は様々な戦略や施策の中の1つでしかなく、このような表現は、「企業誘致さえすれば」との誤解を招き真意を伝えるものではない。(牛尾委員)

②施策「新たな企業立地や起業・創業の支援」について、指標を「相談件数」から、「進出企業数」あるいは「起業数」にした方が良い。(村越委員)

③雇用支援にあたっては、様々な主体との連携や、生涯学習分野との連携が必要である。

- ・施策「雇用支援の充実」について、民間の求人誌やハローワークとの連携、国の制度に関する説明会を商工会を通して開催することなども必要である。また、女性の出産・育児後の社会復帰を可能にするよう、雇用創出と生涯学習とを結びつけることが大切である。(上村委員)

10.「産業」の「我孫子らしい農業の振興」

第一節「農業への支援と農業の持つ多面的機能の保全」について

- ①農用地区域・農振地域を「土地利用の基本方針」図に示すべきであり、「土地利用の基本方針」図に示さないのであれば、「産業」の中にエリア図を入れるべきである。(青井委員)
- ②根戸新田の農用地区域指定の除外に関する市の考え方や施策について記載すべきである。(青井委員)
- ③T P P問題については、農業振興基本条例でも触れるべきである。(犬竹委員)
- ④農業の持つ多面的機能について明記し、あわせてその保全に向けた取り組みについても記述すべきである。
 - ・3項目にある農業の環境保全機能などの多面的機能については、1項目で記述すべきであり、文冒頭の「また云々」の表現は、この機能を補完的なものと誤解させる表現があるので、「また」の表現は削除した方が良い。(牛尾委員)
 - ・施策「環境保全型農業の普及・支援」について、農業が持つ多面的機能の保全については市民への理解から、市民と一体化した運動まで進化させる事が肝要で、その趣旨を加味すべきであると考える。(牛尾委員)
- ⑤我孫子産農産物の積極的なPRに努めるべきである。
 - ・我孫子の農産物を外へアピールしていく必要があり、我孫子産野菜の良さが広がれば、それが商品価値の向上に繋がると思う。(矢竹委員)
- ⑥付加価値を高める取り組みについて、独立した施策を設けるべきである。
 - ・施策「農業の付加価値を高める取り組みへの支援と担い手の育成」について、少量多品目生産だからこそそのブランド化や加工品の開発、商工・市民連携など付加価値を高める具体的な目標と運動の方向性が欠如している。この取り組みを担い手の育成から独立させ、新たな施策を設ける必要がある。(牛尾委員)

第二節「地域と連携した農業の育成」について

- ①ブランド化に向けた取り組みを進めるべきである。
 - ・地に足の着いた連携を進めるため、農・商・工・市民によるブランド化研究チームの立ち上げなどの具体策に取り組むことが重要である。(牛尾委員)
- ②観光との連携について記述すべきである。
 - ・施策「農業との触れあいや交流の促進」の中で、節「観光の創出」とのマッチングに関する記述が必要である。(上村委員)
- ③施策「地産地消の推進」について、「食育推進のため、学校給食への地元農産物の供給増加を図る」という文言を入れた方が良い。(大炊委員)

11.「健康福祉」の「健康な生活を支える体制の整備」

第一節「保健サービスの充実」について

- ①放射能測定の定期検診について計画すべきである。
 - ・特に乳幼児、小学生を対象として、放射能測定の定期検診を含めた計画を立てた方が良い。(犬竹委員)
- ②食育サポート店事業等の施策再点検を図る必要がある。
 - ・施策「自主的な健康づくりへの支援」について、食育サポート店に触れているが、登録店舗5店の内1店は農産物直売所であり、このままでは典型的なアリバイ施策の一つとして、この施策は消えてしまうと思われる。同様の他の施策も含め、再点検が求められる。(牛尾委員)

12.「市民活動」の「市民の自主的なまちづくり活動への支援」

第一節「市民交流支援」について

- ①「市民活動サポート委員会」にまちづくり協議会を入れるべきである。

・「市民活動サポート委員会」の構成メンバーにまちづくり協議会を入れるべきであり、湖北北については建設委員会の段階でも構わないと思う。(犬竹委員)

第三節「コミュニティ活動支援」について

- ①「地域コミュニティ活性化基本方針」について、具体的に記述すべきである。

・現状と課題には、「地域コミュニティを活性化していくための基本方針を検討」とあるが、この「基本方針」の具体策が示されていない。地域コミュニティをどう活性化していくか、あるいはまちづくりに役立つコミュニティにしていくかについて、具体的な施策として記述すべきである。(青井委員)

第四節「消費者活動と市の連携」について

- ①学校での消費者教育の実施が必要である。

・消費者基本法第17条で規定されている、消費生活に関する啓発活動と教育の推進を具現化する施策が求められ、特に学校教育における積極的な消費者教育の実施が必要である。(山田委員)

- ②消費生活に関する指導を強化して相談件数の減少を目指すべきである。

・施策「消費生活相談の充実」の指標として、消費生活相談の受付件数が挙げられているが、目標は相談件数の増加ではなく減少とすべきであり、そのためには事前の指導を強化する必要がある。(山田委員)

13.「市民活動」の「男女が共に参画する社会の形成」について

- ①ワーク・ライフ・バランスについて、さらに踏み込んだ方向性を示すべきである。

・素案では「ワーク・ライフ・バランス」について節「子育て支援」で、この考え方実現への期待と市民への周知と不満足ながら具体的な施策（事業）展開への検討を記していたが、後期計画案では節「男女が共に参画する社会の形成」に移行し、そのとらまえ方は、大きく後退、今までの男女共同参画への取り組みの目的として、アリバイ的に触れているのみである。ワーク・ライフ・バランスはこれから社会活動のキーになる考え方でもあり、特に若い世代の定住化の重要な背景もある。さらに踏み込んだ方向性を示すべきである。(牛尾委員)

14.「生涯学習」の「市民が生涯にわたっていきいきくらすための学習体制の充実」

第三節「スポーツの振興」について

- ①利根川ゆうゆう公園と気象台記念公園の利用率向上に取り組むべきである。

・市民体育館や学校施設の利用の飽和状態を解消するため、利根川ゆうゆう公園のアクセス問題を解消して利用率を上げる計画や、気象台記念公園の積極的なPRに取り組むべきである。(犬竹委員)

15.「生涯学習」の「文化芸術活動への支援と地域文化の継承」

第一節「文化芸術の振興」について

- ①前期計画と同様に、我孫子の自然や風土をいかした新しい文化芸術活動への支援について記述すべきである。

・前期計画では、「我孫子の自然や風土をいかした新しい文化・芸術活動の創造などの支援」を謳っているが、後期計画ではこの視点が欠如しているので、加味すべきである。(牛尾委員)

- ②大規模ホール機能の確保について、具体的な方針やプロセス、実現の時期を示すべきである。

- ・文化芸術活動の核となる大規模ホール機能の確保は、我孫子市にとって急務であるが、後期計画は前期と一向に変わっていないので、施策欄に具体的な方針とプロセスを、目標欄に実現の時期を示すべきである。(青井委員)

第二節「地域文化の保存と継承」について

- ①前期計画と同様に、調査・研究の視点を加えるべきである。
 - ・地域文化の継承には、地域の生活文化や行事などの調査研究の視点は欠かせないので、前期計画と同様にこの視点を加えるべきである。(牛尾委員)

第三節「歴史的・文化的遺産の保存と活用」について

- ①私有財産も含め、積極的な保存と活用に努めるべきである。
 - ・相島芸術文化村など、市所有・管理以外の我孫子の財産をしっかりと守り、観光や定住化（移住者誘致）に活用していく施策が必要である。(青井委員)
 - ・施策「歴史的・文化的遺産の整備・活用」と「歴史的・文化的遺産に関する情報発信の拡充」について、我孫子の歴史・文化案内ツアーナどの企画や、高齢者も考慮した情報ツールを立てるなど、活用のためにもっとPRすべきである。(犬竹委員)
- ②「郷土歴史館（仮称）」について検討し、市民の共通課題とする必要がある。
 - ・基本構想の実現のために、この節で、文化財の保存と我孫子の歴史や風土と市民との対話の観点から「郷土歴史館（仮称）」（電腦からアナログへ）のあり方について検討を加え、市民の共通課題にすることが必要である。(牛尾委員)

16. 「都市基盤」の「適正な土地利用の実現」について

- ①土地利用方針の策定にあたっては、アンケート調査手法も利用したら良い。
 - ・施策「地域特性等に応じた土地利用方針の確立」について、土地利用方針策定にあたっては、公聴会やパブコメに加えて当該地区アンケート調査を実施するなどして、地域住民の意向を広く聴くことも必要である。(牛尾委員)
- ②市民アンケートは指標としてなじまないので変更した方が良い。
 - ・施策「地域特性等に応じた土地利用方針の確立」の指標を「市民アンケートでの満足度の割合」としているが、アンケートの質問項目自体が良く理解されないことも考えられるので、指標としては不向きである。(村越委員)
- ③「東日本大震災による東日本各地の被害を踏まえ、減災の立場から開発条例の見直しを図る」旨を追記すべきである。
 - ・施策「適正な規制・誘導施策の推進・運用」について、無秩序な開発の防止が目的ならば、「東日本大震災による東日本各地の被害を踏まえ、減災の立場から開発条例の見直しを図ります」と追記すべきである。(赤坂委員)

17. 「都市基盤」の「良好な住環境を支える生活基盤の整備」 第一節「公園・緑地の整備・充実」について

- ①施策「公園の整備・充実と適切な維持管理」について、計画目標として数字に市民一人当たりの公園面積を付記すべきである。(牛尾委員)

18. 「都市基盤」の「総合的な交通環境の整備」

第一節「幹線道路網の整備」について

- ①都市計画道路3・4・10号線を幹線道路として位置付

けて整備を進めるとともに、3・5・15号線の渋滞対策を具体的に示すべきである。(青井委員)

第四節「公共交通の利便性の向上」について

- ①前期計画と同様に、公共施設のバリアフリー化について施策を設けるべきである。

・バリアフリー化の推進について、前期計画には公共施設、道路、駅施設のそれぞれについて施策が設けられていたが、後期計画では公共施設のバリアフリー化の記述がなくなってしまっている。公共施設についても未完箇所はあるので削除すべきではない。(犬竹委員)

19. 「都市基盤」の「良質な住宅供給の促進」について

- ①人口増のための具体的な定住化（移住）促進施策が必要である。
 - ・節「魅力あるまち並みの実現」や「手賀沼文化拠点整備計画」と関連させた、移住者誘致の具体的な施策が必要である。また、施策間に横串を通す表現をして欲しい。(青井委員)

20. 「都市基盤」の「魅力あるまち並みの実現」について

- ①空き家・空き地の維持管理について、具体的な施策を計画すべきである。
 - ・市街の個人所有の空き家、空き地の維持管理が問題になっており、廃屋状態や雑草が生い茂り街並みの景観を悪くしているが、自治会も手が回らない。防犯・防災上の観点からも、具体的な施策を計画すべきである。(犬竹委員)

21. 「防災・防犯・危機管理」

第一節「災害に強いまちの実現」について

- ①自主防災組織の見直しについて記述すべきである。

・施策「誰もが安心できる防災体制の確立」について、既に見直す時期にきていると考へるので、「自主防災組織の見直しを図る」という文言を入れて欲しい。(赤坂委員)

- ②近隣センターの緊急物資備蓄機能の整備に関する計画を立てるべきである。

・施策「避難・輸送体系の確立と防災施設の整備」について、今回の震災を踏まえ、臨時緊急避難場所として、全近隣センターにおいて緊急物資の備蓄機能を整備する計画を立てるべきである。(犬竹委員)

第四節「危機管理の推進」について

- ①地域FMについて検討すべきである。

・非常事態時の市民及び職員への情報提供について、より踏み込んだ方策が求められ、地域FMについて速やかに検討すべき課題であると考へる。(牛尾委員)

22. 「地区別計画」

「リード文」について

- ①市民アンケートについての記述は削除すべきである。

・「安全・安心」に関する施策を充実・強化していく理由として、市民アンケートの結果を引用しているが、そのような表現は必要ないと考へる。(上村委員)

- ②地区の実情を良く知るまちづくり協議会にも課題を提起した方が良い。

・地区別計画については、総合計画審議会だけでなく、まちづくり協議会にも課題を提起し議論してもらうという手法を用いても良いと思う。各委員の個人的な意見が地区的代表意見と捉えられては困るし、各地域のまちづくり協議会とその構成メンバーがどこまで有機的に対応できるかという視点でも参考にな

ると思う。(牛尾委員)

「天王台地区」について

- ①地域の成果を追加するという視点から見直した方が良い。
 - ・現況と問題点を書き表す点から、地域全体を見渡すならば、取り上げた内容に偏りがあるので、成果として取り上げるべきものとして抜けていると思われるところを追加した方が良い。(赤坂委員)
- ②中高生を含む子どもの居場所についての記述を改めるべきである。
 - ・施策展開の2項目は、あびっ子クラブの運営（学童保育）に限定しているが、地域との連携・交流にはあたらない上に、中高生の居場所づくりによる成果を斟酌していない。また、あびっ子クラブを学童保育の名称と認識している一般市民は少ないので、原文「地域と中高生の居場所との連携・交流を推進し、併せてあびっ子クラブ運営（学童保育）の充実を図る」とした方が良い。(赤坂委員)

2.3. 「計画推進のために」について

- ①「協働の相手」と「役割分担」という項目を設けて明確に記述し、計画書に記載すべきである。
 - ・「市民・事業者・各種団体との協働や役割分担」の項目について、項目名と内容が合致していないうえに、主語の無い、わかりにくい記述となっているので、例えば、「協働の相手」と「役割分担」のように項目を分けて、それぞれを明確に記述するとともに、この項目についても計画書に掲載した方が良いと思う。(青井委員)
- ②各節ごとに関連分野や節名、担当課、関係課を表記して欲しい。
 - ・縦割りにされた各計画に横串を通すため、各節ごとに関連する分野・節名の表記欄を設けるとともに、各節ごとに担当課と関連セクションの表記をお願いしたい。(青井委員)

2.4. 「計画推進のために」の「地域コミュニティづくりの推進」

第一節「地域コミュニティづくりの推進」について

- ①地域コミュニティの再構築について、先進事例を調査研究し、施策や事業に反映すべき。また、必要に応じて専門家に支援を依頼した方が良い。
 - ・地域の課題を解決するため、担い手としてのコミュニティを生み出し、住民自らが行動していく状態を創り出す「コミュニティデザイン」という手法があるが、大切なのは考え方とノウハウである。全国の先進事例から学び、必要に応じて専門家に支援を頼む事も一つの方法である。(青井委員)
- ②縦割り行政への対応策と、地域の多様な主体についての例示が必要である。
 - ・現状と課題の3項目では、1項目で提起された縦割り行政の課題に対する方針が記されていないが、行政職員の地域担当制の検討など、具体的な施策の例を示した方が良いと思う。また、地域の多様な主体として民生・児童委員が例示されていないことは残念だが、消防団やP.T.Aといった行動力のある組織も取り込むことは有効であると思う。(牛尾委員)
- ③市は当事者意識を持って業務を遂行するとともに、市民に対してまちづくりへの参加を積極的に呼びかけていくべきである。
 - ・全体を通して「支援」という言葉が散見されるが、市役所が行う「支援」とは、お金を与える事や、情報提供、施設や場所を用意する事のように読み取れ、当事者意識が感じられない。お金の「支援」は「上から目線」のように感じられるが、本来は「税金の

分配」であり、「予算配分」である。また、本来の市役所の仕事として最も必要なのは、「市民への働きかけ」であり、「まちづくりへの参加を積極的に呼びかけ、当事者として施策の遂行に当たる事」だと思う。(青井委員)

- ・自治会やまちづくり協議会といった「しくみ」の用意はできており、その「しくみ」に「生の政策課題」を入力し、多くの市民を巻き込みながら、具体的なテーマを議論し、知恵を出し合い、問題や課題を解決していくことが、この市には最も欠落している事のように思う。(青井委員)
- ・節「市民参加制度の充実」にある「政策形成過程全般への市民参加」は、「まちづくり」にとって、最も重要な要素だと思う。今回の「基本構想見直し」の重要課題である「地域コミュニティの活性化」も、この「政策形成過程全般への市民参加」が実現されれば、連動して副次的な効果として現れてくるものであり、何か特定の施策を打って達成される事象などでは無いと思う。(青井委員)
- ・市が抱える政策課題について、審議会を作り、市民団体の代表や学識経験者とほんの一握りの公募市民を入れて、通り一遍のアリバイ作り的な会議を開催し、初めから市役所が決めてあったシナリオや結論に導いていくといった方法を続けている限り、「地域コミュニティの活性化」などは望めず、本当に暮らしやすい市民のためのまちづくりはできない。(青井委員)

④「地域コミュニティ活性化基本方針」を早期に策定すべきである。

- ・施策「地域コミュニティ活性化基本方針の策定」の進捗率を早め、目標値として設定している完了年度を24年度にすべきである。(犬竹委員)
- ・基本構想を実現するための骨格となる基本計画が現状の説明に留まっており、我孫子市にとって最重要な施策の一つが遅れかねない。また、地域コミュニティ活性化基本方針の策定が平成25年とされているが、これでは第二次基本計画（後期）は議論のみで終わってしまうおそれがあるので、基本方針は23年度中に策定すべきである。(藤木委員)

⑤地域コミュニティづくりを担う多様な主体が衰退していくことへの対応策を具体的に記述すべきである。

- ・地域コミュニティづくりの推進を新たな取り組みとして節立てたのは評価できるが、コミュニティづくりを担う多様な主体の衰退という問題を解決するための具体策が示されていないので、庁内の縦割り構造の見直しに加え、前期計画の施策「多世代が市民活動に参画できる機会の提供」の趣旨を生かし、保育園・幼稚園・小中学校とも連携して、担い手となる保護者の参画を促す必要がある。(犬竹委員)

2.5. 「計画推進のために」の「総合的・効率的な行財政運営」

第二節「行政改革の推進」について

- ①行政改革にあたっては、職員の自律的な取り組みが必要である。
 - ・市長と市民との間にある、市役所という肥大化した行政機構が長い間ステークホルダーとして存在してきたが、この点についてどのようなメスを入れるのかが行政改革であり、市の職員が自律的に取り組むことが重要である。(川上委員)

5. 総合計画審議会委員

氏名	所属団体等	備考
青井 俊季	公募の市民	
赤坂 茂子	こもれびまちづくり協議会	
朝比奈 朋子	川村学園女子大学教育学部社会教育学科准教授	
飯田 智浩	我孫子市手をつなぐ育成会	平成23年8月19日まで
犬竹 昭	ふさの風まちづくり協議会	
牛尾 眞志	元(株)読売広告社	
大炊 三枝子	我孫子市農産物直売所出荷組合	
金子 曜子	天王台地区社会福祉協議会	
上村 英生	(社)我孫子青年会議所	
川上 陸司	(株)川上アンドアソシエイツ	
倉持 綾乃	中央学院大学商学部商学科学生	平成22年6月17日まで
黒沢 義孝	日本大学経済学部教授	会長
佐藤 将也	公募の市民	
地引 康雄	千葉県東葛飾地域整備センター柏整備事務所	平成23年3月31日まで
染谷 幸和	(社)全国旅行業協会	
中川 真智	川村学園女子大学教育学部社会教育科学生	
中山 拓也	千葉県柏土木事務所	平成23年4月1日から
藤井 敬宏	日本大学理工学部教授	
藤木 顕齊	あびこ市民活動ネットワーク	
三澤 暉子	湖北地区社会福祉協議会	
村越 孝一	我孫子市商工会	副会長
村松 弘康	青少年相談員連絡協議会	
矢竹 晴子	手賀沼水生生物研究会	
山形 賢一	公募の市民	
山田 壽一	中央学院大学商学部教授	
吉川 信一	公募の市民	

※委員の任期は、平成21年12月12日から平成23年12月11日まで。

ただし、中途に解嘱または委嘱した委員の任期は備考欄のとおり。

※平成23年度から、千葉県東葛飾地域整備センター柏整備事務所が千葉県柏土木事務所に名称変更。